

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鶴岡市

2 構造改革特別区域の名称

鶴岡バイオキャンパス特区

3 構造改革特別区域の範囲

鶴岡市の全域

4 構造改革特別区域の特性

< 農業の優れた伝統 >

鶴岡市においては伝統的に農業が基幹産業であり、品種改良や農業技術開発などで我が国の農業を先導してきました。これは、本市地域の恵まれた自然（気候や風土）また、古くからの研究、教育を尊ぶ市民性に支えられているものです。

< 先端バイオ研究の集積 >

また、近年は、慶應義塾大学先端生命科学研究所の開設、山形大学農学部での新研究棟、バイオリボラトリー棟の増設拡充など、市内へのハイレベルなバイオ研究機能の集積が高まり、産学官の連携も進んでいます。

< 社会資本整備の充実 >

更には、東北の日本海側地域として社会資本整備が遅れたものの、平成3年の庄内空港の開港、平成9年の山形自動車の開通により、首都圏とのアクセスも格段に向上しています。

< 今後の課題 >

こうした本市地域の特性を、構造改革特別区域制度の活用を通じ、顕在化させつつ一層高度に総合的に発揮させ、知識社会と言われる今世紀に相応しいまちづくりを加速して進めることが最重要な課題として求められているものです。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、慶應義塾大学先端生命科学研究soにおける優れた研究者の世界からの獲得、民間企業・団体と国立山形大学農学部との研究交流の促進、市民参加型のバイオ学習交流事業のための市民農園の開設を図ろうとするもので、このために必要な規制の特例の導入により、産学官連携などで、本市地域のバイオ分野での民間活力の伸長を一層加速し自立的なまちづくりを推進しようとするものです。

また、本市は、標準財政規模で中位レベルの地方都市であることから、本計画は、全国の地方公共団体のモデル的な地域振興事業たりうる蓋然性は非常に高いものと思われるほか、更には、日本海沿岸地域の都市として、新しい国土軸や産業クラスターの形成などに寄与しながら、我が国経済の活性化に一定の役割を果たしていくことも求めていくものです。

なお、昨年12月に策定されたバイオテクノロジー戦略大綱では、21世紀は生命科学の世紀とし、「研究開発の圧倒的充実」、「産業化プロセスの抜本的強化」、「国民理解の徹底的浸透」の3つの戦略を基本にした行動計画が打ち出されています。本計画は、こうした我が国の戦略を踏まえ、地域としても新しい時代に相応しい社会構造への転換を図りつつ、我が国の発展にも貢献していこうとしているものです。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市地域は、恵まれた自然と伝統的な農林水産業、各種県立試験場での実用研究、山形大学農学部の基礎、応用研究、そして慶應義塾大学先端生命科学研究soの高度先端研究など、バイオに関する極めて有利な環境を有していることを踏まえ、本計画は、先端的なバイオ研究の振興を図る「研究キャンパスプログラム」、産学官の連携によりバイオ産業の発展を進める「産業キャンパスプログラム」、そして市民のバイオ学習を促進する「学習交流キャンパスプログラム」の三つの柱を設け、これらを総合的に推進しながら地域特性を顕在化させ、バイオ関連の研究開発型企業の育成、誘致など、知識社会といわれる中での地域づくりを、まち全体をバイオのキャンパスにして、大学、企業、市民、行政が、一緒になって進めようと企図しているものです。

具体的には、「研究キャンパスプログラム」では、世界でトップレベルの研究を展開している慶應義塾大学先端生命科学研究soを中心に、若い生命科学者の新しいエネルギーと発想をフルに発揮しながら、バイオインフォマティクスなどの分野における世界的な研究拠点の形成を図ることを目指します。このために、優秀な外国人研究者の招聘が一層可能となるよう、外国人研究者受入れ促進事業及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業を実施するほか、必要な関連事業を推進します。

「産業キャンパスプログラム」では、山形大学農学部が、これまで本市地域を中心フィールドに地域農業や農産物を活用した産業等の発展のための広範な基礎、応用研究を行い、近年は民間との共同研究も進めていることから、一層地域の企業や農業団体との共同研究

を助長し、産学官連携によるバイオ産業クラスターの形成を図ることを目指します。このために、国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業を実施するほか、所要の関連事業を実施します。

「学習交流キャンパスプログラム」は、既述の「研究キャンパスプログラム」、「産業キャンパスプログラム」を発展的に支える社会基盤の形成を図りつつ、これからのバイオの時代を担う人材の養成を、本市地域の恵まれた自然と慶應義塾大学や山形大学のバイオ関連研究者を活用し、市民の学習交流活動により行おうとするもので、このために、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業のほか、関連して市民学習プロジェクト振興事業を実施します。

上記の「研究キャンパスプログラム」、「産業キャンパスプログラム」、「学習交流キャンパスプログラム」の推進により、全体として、高度で最先端の研究から市民の基礎的な学習まで、バイオに関する多様で重層的なプロジェクトを展開し、慶應義塾大学先端生命科学研究所、山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、県立各種試験場などの本市地域の研究教育機関、農家、農業団体、企業などの地元産業界、そして市民が、まち全体をキャンパスに地域づくり活動を推進しながら、知識社会といわれるこれからの時代に相応しい地域の活性化を図ります。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

まず、「研究キャンパスプログラム」として実施する外国人研究者受入れ促進事業、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業の実施については、優秀な外国人研究者を招聘する環境がこれまで以上に整備されることとなり、バイオインフォマティクス分野では世界最先端の研究を行い、文部科学省のリーディングプロジェクト「細胞・生体機能シミュレーションプロジェクト」の研究拠点である慶應義塾大学先端生命科学研究所の一層の研究レベルの向上が図られることにより、国家的研究プロジェクトを円滑に推進しつつ、本市構造改革特別区域における先端的バイオの研究拠点形成を促進する効果を得るものです。

次に、「産業キャンパスプログラム」での国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業の実施については、山形大学農学部の施設を利用して共同実験を行う条件が緩和されることにより、従来は現実的でなかった地域の中小企業や農業団体が同大学の施設を利用した産業的な共同研究に取り組むことが可能となり、併せてこうした実用的な共同研究の成果の起業化を進めつつ、本市構造改革特別区域における産学官の連携によるバイオ産業クラスターの形成を促進する効果を得るものです。

「学習交流キャンパスプログラム」における地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業では、今後一層の耕作放棄地の増大が懸念される本市構造改革特別区域内の農地について、NPO法人などの民間活力による新たな利用を可能とするもので、

農家経営の安定化に寄与しながら、市民のバイオの学習交流の場を拡大し、市民へのバイオの知識の普及と人材の育成を進めて、これからのバイオの時代を支えるために不可欠な社会基盤の形成促進する効果を得るものです。

なお、上記に関連して、本市では、鶴岡市街地北部に約20haのサイエンスパーク整備を計画しており、本計画の推進により、整備計画の一層の加速が図られることも期待されています。このサイエンスパークでは、研究所5機関、バイオ関連企業20社、関連支援業務企業10社、その他生活関連企業5社、計40事業所の新規創業と1000人の新規雇用の創出が予定されており、その生産規模は年間約400億円を見込んでいます。

また、「学習交流キャンパスプログラム」に関して、現在、本市では市民農園10箇所(面積計約12千㎡)・計261区画を開設していますが、希望者は多く抽選を余儀なくされているなど高い需要が認められ、過去10年間で100区画(約4千㎡)を増設してもなお、市民要望に十分応えられない状況にあることから、今後特例措置によりNPO法人が開設する市民学習農園によって状況の大きな改善が図られることが予想され、その規模は、当面2千㎡・40区画、将来的には3万㎡・600区画が見込まれています。この600区画においては、約1200人の都市住民が農業体験をもとにしたバイオの学習、交流を行いながら、これからの新しい時代における地域づくり活動の中核を担っていくことが期待されます。

8 特定事業の名称

外国人研究者受入れ促進事業(501、502、503)

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504)

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(813、815)

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業(1002)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

産業キャンパスプログラム

<鶴岡北部拠点地区整備>

地方拠点法に基づく拠点地区の指定を受けている鶴岡市街地の北部約21.5haについて、平成16年度からバイオをテーマにしたサイエンスパーク整備に着手し、バイオベンチャー、バイオ関連製造業などの誘致、育成を図ります。このため、平成15年度に調査研究事業を行います。

<産学官連携バイオコンソーシアム形成推進事業>

慶應義塾大学先端生命科学研究所、山形大学農学部と地域関連企業・団体等の連携を

強化し、バイオ産業の育成、支援機能を有するバイオコンソーシアムを平成17年度中に組織します。このため、平成15年度に調査研究事業を行います。

研究キャンパスプログラム

<企業・大学等共同利用研究実験施設整備（旧病院改修）>

平成15年の9月の開設を目標に、旧市立荘内病院の建物を再利用して、バイオ関連企業の研究所や大学、バイオベンチャーが入居するインキュベーション施設を市で開設し、当面のバイオベンチャー起業の需要に対応します。

<企業・大学等共同利用研究実験施設整備（北部拠点地区）>

平成18年を目標に、鶴岡北部拠点地区に整備するサイエンスパークに、バイオ関連企業の研究所や大学、バイオベンチャーが入居するインキュベーション施設を市で開設し、研究開発支援機能を有するバイオサイエンス&テクノロジーセンターも併設します。

<慶應義塾大学先端生命科学研究所研究活動推進事業>

平成13年4月に開設された慶應義塾大学先端生命科学研究所について、山形県、鶴岡市が協調して研究教育基金の造成と研究費補助を行い、研究所の創設期における順調な立ち上げと研究活動の振興を図るとともに、地域と連携した事業の促進を図ります。

学習交流キャンパスプログラム

<市民学習プロジェクト振興事業>

次代を担う子供たちが生命科学の基礎的知識と楽しさなどを学習し、バイオ研究、バイオ産業に携わろうとする人材の育成などを図るため、高校生を対象にした合宿形式の「サマーバイオカレッジ」小中高の理科教員向けの「実験と文献でふれる最先端生命科学セミナー」、小中学校に直接研究者が出向いて授業を行う「サイエンス講演会」など多様な事業展開を行い、同時に、子供たちの先端バイオの効果的な学習方法の研究開発も行います。

また、一般市民のバイオへの認識を高めるため「市民のための先端生命科学入門講座」をはじめ、山形大学農学部や鶴岡工業高等専門学校での公開講座などの積極的推進を図るとともに、規制の特例で開設する市民農園を活用し、地元在来種の野菜の保存、栽培技術の開発など、工夫を凝らした様々な学習活動を展開します。

バイオ研究と教育の大切な社会基盤として平成13年に開館したわが国最大規模の生命科学専門図書館・致道ライブラリーの一層の拡充を図り、市民のバイオの学習をサポートします。

別紙（特定事業番号：501、502、503）

1 特定事業の名称

外国人研究者受入れ促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

機関

学校法人慶應義塾 理事長 安西祐一郎

住所 東京都港区三田 2 - 15 - 45

電話 03 - 3453 - 4511

施設

慶應義塾大学先端生命科学研究所 所長 富田 勝

住所 山形県鶴岡市馬場町 14 - 1

電話 0235 - 29 - 0810

慶應義塾大学先端生命科学研究所バイオラボ棟 所長 富田 勝

住所 山形県鶴岡市大字大宝寺字日本国 403 - 1 電話 0235 29 - 0521

外国人

学校法人慶應義塾と雇用契約を結び、慶應義塾大学先端生命科学研究所又は同研究所バイオラボ棟で研究教育活動を行う外国人研究者及び当該外国人の家族

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定日

4 特定事業の内容

慶應義塾大学先端生命科学研究所において研究活動を行う外国人研究者とその家族に対し、当該外国人研究者が従事する研究プロジェクトに応じた在留期間を付与するものです。文部科学省では、各種細胞の薬剤応答、がん化等を計算機によってシミュレーションす

るプログラムの開発を、「細胞・生体機能シミュレーションプロジェクト」として平成15年度から5ヵ年計画で実施することとしており、慶應義塾大学先端生命科学研究所は、このプロジェクトの研究拠点の一つに位置付けられております。現在、同研究所では3名の外国人研究者が研究活動を行っておりますが、いずれの外国人研究者も、この研究プロジェクトの一部を担当することになることから、まず、この度の規制の特例措置により、同プロジェクトの期間である平成15年から19年までの5年間について在留期間を得ようとするものです。

5 当該規制の特例措置の内容

< 規制の特例措置の必要性 >

慶應義塾大学先端生命科学研究所は、細胞シミュレーションの分野で、世界最高レベルの研究を行っており、今後、一層、世界各国の研究者・研究機関と連携し、独創的な研究の成果を産業の発展に結実させていくことが期待されております。こうした中、この度の「細胞・生体機能シミュレーションプロジェクト」に携わる外国人研究者の在留期間が延長されることは、外国人研究者の安定した研究環境づくりに資することとなり、同プロジェクトの円滑な推進と目的の達成に極めて重要な意義を有するものです。また、先端的研究開発が大規模化している今日、研究に関わる人的資源のグローバル化に対応した環境づくりも図られることにより、一層優れた外国人研究者の獲得していくことが可能となるなど、研究体制の充実に大きな役割を果たすと考えられます。

< 要件適合性 >

1) 当該特区内に特定の分野に関する研究のための活動の中核となる施設が所在し、かつ、当該施設の周辺に当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う施設が相当程度集積するものと見込まれ、又は当該施設の周辺におけるこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれることに関しては、まず、慶應義塾大学先端生命科学研究所及び山形大学農学部が本市に所在し、バイオ分野での研究活動の中核的役割を担っていること、また、慶應義塾大学先端生命科学研究所バイオラボ棟の隣接地約20haについて、関連事業の鶴岡北部拠点地区整備事業により、平成16年度から順次サイエンスパークとして整備し、バイオ関連の試験研究機関や企業等の誘致を進める予定であることから、要件を満たすものと認めております。

2) 本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する施設において特定の分野に関する研究を行う業務に従事する活動を行う外国人が併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことにより、当該構造改革特別区域において、当該特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれることに関しては、平成13年4月に開設された慶應義塾大

学先端生命科学研究所では、メタボローム分析において早くも特許を取得し、現在、事業化を検討しているなど、バイオ関連のベンチャー起業の取り組みが顕在化してきており、こうした動きを一層着実なものにすべく、外国人研究者が企業経営も可能となるよう、本市では、慶應義塾大学先端生命科学研究所バイオラボ棟隣接地に関連事業の企業・大学等共同利用研究実験施設整備事業によりインキュベーション施設等を整備し、また、同じく関連事業で産学官バイオコンソーシアム形成推進事業を進め、バイオ研究の効率的推進と産業の集積を図る予定であることから、要件を満たすものと認めます。

別紙（特定事業番号：504）

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

機関

学校法人慶應義塾 理事長 安西祐一郎

住所 東京都港区三田 2 - 15 - 45

電話 03 - 3453 - 4511

施設

慶應義塾大学先端生命科学研究所 所長 富田 勝

住所 山形県鶴岡市馬場町 14 - 1

電話 0235 - 29 - 0810

慶應義塾大学先端生命科学研究所バイオラボ棟 所長 富田 勝

住所 山形県鶴岡市大字大宝寺字日本国 403 - 1 電話 0235 29 - 0521

外国人

学校法人慶應義塾と雇用契約を結び、慶應義塾大学先端生命科学研究所又は同研究所バイオラボ棟で研究教育活動を行う外国人研究者及び当該外国人の家族

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定日

4 特定事業の内容

関連事業の慶應義塾大学先端生命科学研究所研究活動振興事業の一層の推進を図るため、慶應義塾大学先端生命科学研究所（富田勝所長・山形県鶴岡市馬場町14-1）において研究教育活動を行う外国人研究者（当該外国人の扶養を受ける配偶者及び子を含む）の入国・在留等に係る諸申請について優先処理を行うものです。

なお、平成15年4月1日現在、3名の外国人研究者が同研究所で活動を行っており、今後も外国人研究者を随時受入れを行う予定であることから、これらの外国人研究者について、規制の特例措置を適用しようとするものです。

5 当該規制の特例措置の内容

< 規制の特例措置の必要性 >

慶應義塾大学先端生命科学研究所は、細胞シミュレーションの分野で、世界最高レベルの研究を行っており、現に3名の外国人研究者が研究活動を展開しています。今後、一層、世界各国の研究者・研究機関と連携し、更に、優位性を強めながら、独創的な研究の成果を産業の発展に結実させていくことが期待されており、優先処理事業の適用により、優れた外国人研究者の獲得が容易となるなど、研究開発のグローバル化に対応した環境づくりが図られるものです。

< 要件適合性 >

他の特定事業と併せて実施されるものであることに関しては、本計画では、外国人研究者受入れ促進事業、国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業を実施しようとするものであり、要件を満たしていると判断するものです。

また、本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであることに関しては、本計画の特定事業外国人研究者受入れ促進事業、関連事業慶應義塾大学先端生命科学研究所研究活動推進事業において、現に3名の外国人研究者が同研究所の研究活動に従事していることから要件を満たしていると判断するものです。

最後に、本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画に明示されていることに関しては、本文書に記載のとおりであり、要件を満たしているものと判断するものです。

別紙（特定事業番号：813、815）

1 特定事業の名称

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

国立山形大学農学部 学部長 粕淵辰昭

住所 山形県鶴岡市若葉町1-23 電話 0235-28-2805

国立山形大学農学部の施設を利用して研究交流事業を行おうとする国以外の者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定日

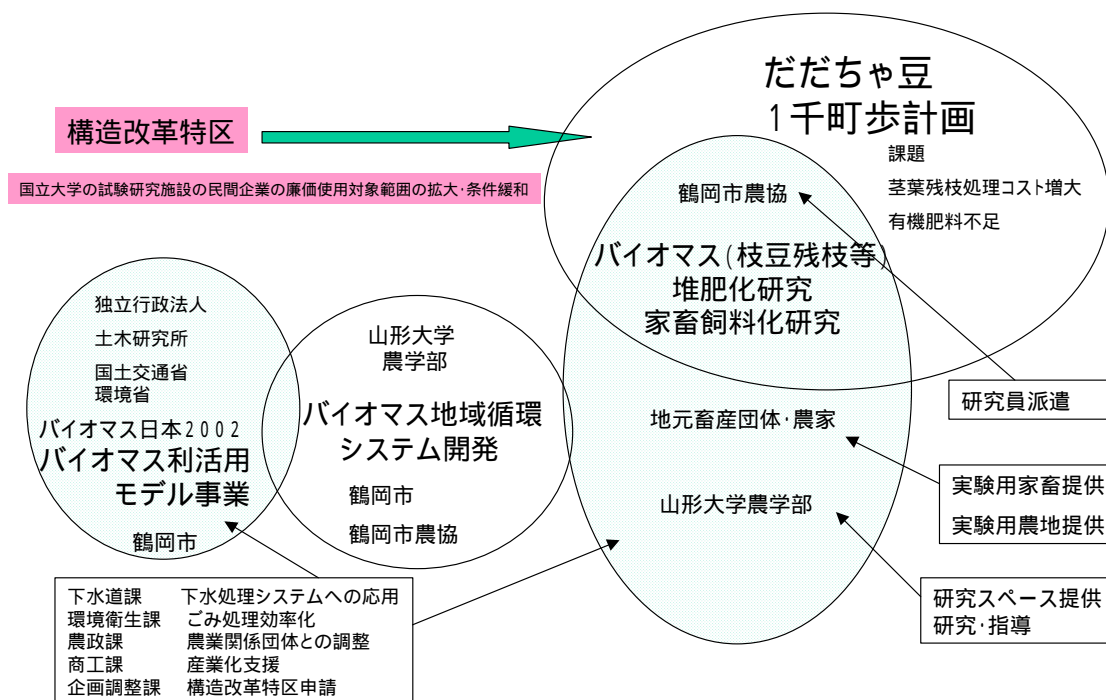
4 特定事業の内容

市内の中小企業や農業団体などが、国立山形大学農学部の施設を利用して研究することが現実的に可能となるよう、研究交流促進法に定められた廉価使用の条件を緩和し、同時に、認定者を文部科学大臣から国立山形大学長に変更し、かつ、財務大臣への協議を要しないこととするもので、地域における産学連携の一層の推進と適用認定手続きの簡素化、迅速化により、バイオ関連産業の振興を図ろうとするものです。

具体的には、鶴岡市農業協同組合では、本市特産物の枝豆「だだちゃ豆」の作付けを、380畝（平成14年）から3年で1,000畝に増産しようとする計画を進めており、これに伴う茎葉副産物の増大が大きな課題となっていることから、これらの飼料化・堆肥化などのバイオマスの活用方法について、山形大学農学部の協力と指導を得ながら研究を行おうとしているもので、この度の規制の特例措置によって、鶴岡市農業協同組合がより主体的に山形大学農学部との研究に関わることが可能となり、自らの具体的な課題の解決のための研究が一層加速されることとなるものです。

なお、山形大学農学部では、生物生産学科の高橋敏能教授が、「だだちゃ豆茎葉有用資源の高品質飼料と利用システムの開発」をテーマに平成15年度から研究活動を行う予定であり、鶴岡市農業協同組合では、高橋敏能教授の研究室を利用して、同教授の指導を受けながら、だだちゃ豆の茎葉副産物のバイオマスの処理について、具体的な研究を行うこととしております。

研究交流促進事業スキーム



5 当該規制の特例措置の内容

< 当該国の機関における当該特定の分野に関する国以外の者との交流実績 >

都市近郊養豚における廃棄物の新リサイクルシステムの開発（平成6年～8年）

土壌微生物を利用した生分解性プラスチック開発（平成8年～平成10年）

絹プロテインによる新素材開発（平成8年～現在）

摘果メロンによる新食品素材の開発（平成9年～現在）

紅花の葉、がくによる新食品素材の開発（平成10年～13年）

農業における電気分解水の高度利用技術の開発と応用（平成9年～現在）

他

< 当該交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものと認めた理由 >

山形県立農林専門学校を母体に昭和24年に設置された国立山形大学農学部では、自然に恵まれた本市地域を中心フィールドにして優れた研究の実践を通じ当地域の農林業の発展に誠に大きな役割を担い、また、農業はじめ地域の産業の振興を支える優秀な人材の育成するなど、地域の発展に大きな貢献を果たしております。

現在、山形大学農学部は、生物生産学科(農業生産学及び生産生態制御学)、生物資源学科(生物機能調節学及び生物資源利用化学)、生物環境学科(地域環境科学及び森林環境資源学)の3学科を擁し、食糧、資源・エネルギー、環境など、新しい課題が注目される中、生命に関わる総合的な研究教育機関としてこれまで以上に重要性が高まっております。山形大学農学部では、今後、地域社会との連携を図りながらこうした課題を解決していくために、平成13年度に学部内に地域連携室を設置して、地域の産業とも一層連携した研究の推進にも取り組んでいるところであり、また、同年に整備された先端教育研究棟には地域企業などとの共同研究を行うことを目的とした共同研究室も設けられております。

しかしながら、地域には、中小の事業所が多く、必ずしも現行の条件はクリアしやすいものとはなっておらず、地域の多様なニーズに応えながら広範な産学連携を推進するためには、条件の緩和が望まれております。今般の規制の特例により、地域の様々なバイオ関連民間事業者と共同研究等に取り組む機会が増加することは、地域をフィールドに研究教育活動を実践している山形大学農学部における研究の一層の効率的推進に相当程度寄与するものと認められます。

< 当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設の集積見込み >

山形大学農学部の近隣に約20haのバイオ関連のサイエンスパークを、平成16年度に一部造成、整備し、平成17年度から研究交流の成果の事業化に供していく予定です。更に、平成17年度にインキュベーション施設も併せて建設し、平成18年度からはこの施設を拠点にバイオベンチャーなどの育成支援を行う予定であり、相当の民間企業の集積が見込まれています。

別紙（特定事業番号：1002）

1 特定事業の名称

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

本市市域内の農地で学習交流を目的に特定農地貸付けを行おうとする地方公共団体及び農業協同組合以外の者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

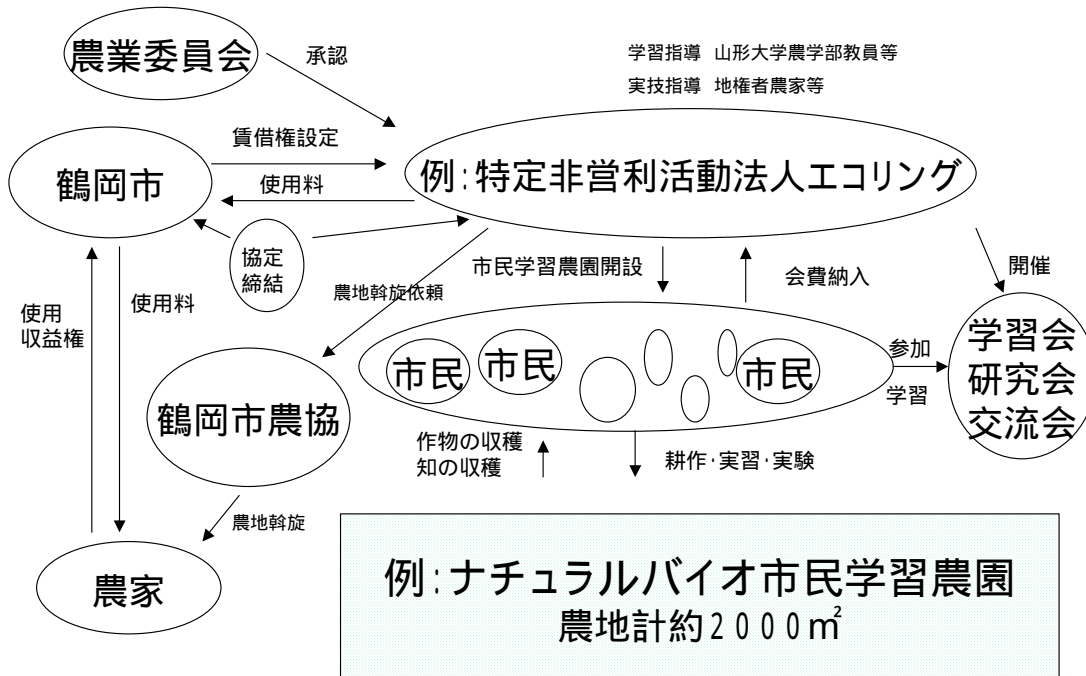
計画認定日

4 特定事業の内容

本市市域内の農地を活用して学習交流事業を行う者に対し、特定農地貸付法の特例によって市民農園の開設を認めるもので、農地の新しい形での利用を創造しながら、市民の農業体験を通じたバイオの学習を推進するとともに、農家、市民、研究者等との交流を図ろうとするものです。

具体的には、山形大学農学部 綱島不二雄教授が代表者を務める特定非営利活動法人エコリング（平成15年3月19日設立総会・平成15年3月24日認可申請）において、市民農園を開設し、農業を通じた市民の学習交流を進めようとしているもので、現在は、鶴岡市農業協同組合への農地斡旋の依頼などの協議を行っております。本年5月中旬に予定される特定非営利活動法人の認可を待って、所要の手続きを行い、本年6月から市民農園の開設を行うこととなっております。

市民学習農園(特定農地貸付事業) スキーム



5 当該規制の特例措置の内容

< 規制の特例措置の必要性 >

農産物価格の低迷や担い手不足などにより、農業経営の継続が困難となる農家が増えている傾向があり、農地の一層の粗放化や荒廃が懸念されているが、バイオテクノロジーの進展や都市住民の農業への関心の高まりなどに伴い、農業の新しい可能性も開けてきております。

こうしたことなどを踏まえ、都市住民など多様な担い手の参加により農地の粗放化の解消を図りつつ、民間活力を最大限に引き出しながら、地域農業の活性化と市民の学習・交流環境の整備を図るため、特定農地貸付け法の規制の特例措置を講ずる必要があると認められます。

市民農園での多様な学習と交流により、伝統的な地域特性としての農業を、バイオの時代に相応しく市民の力を最大限引き出しながら顕在化していくことが期待されます。

< 要件適合性 >

地方公共団体が、その設定する特区内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る農地が相当程度

存在すると認められることに関しては、下記のとおり、本市においては、耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る農地が相当程度存在します。

特に、耕作放棄地の増加率は、平成2年に対し、平成12年度は114%増となっており、全国平均の39.1%増、山形県平均の56.5%増と比較し、大幅に上回っている状況にあります。また、農業就業者の現状から、今後、こうした傾向の拡大が一層懸念されているほか、本市の主力農産物である米の粗生産額も、平成2年の105億5千万円が、平成12年には65億2千万円まで、38.2%も減少し、これは、全国平均の24.8%減、山形県平均の31.0%減に比し、減少幅が著しく大きく、然るべき対策が求められております。

鶴岡市のデータ（平成12年農業センサス・農林水産統計年報）

鶴岡市の経営耕地面積	6,431.0 h a		
鶴岡市の耕作放棄地	66.7 h a (H12)	(31.2 h a (H2)	114.0%増)
全国の耕作放棄地	210,000 h a (H12)	(151,000 h a (H2)	39.1%増)
山形県の耕作放棄地	4,218.2 h a (H12)	(2,695.2 h a (H2)	56.5%増)

鶴岡市の農業就業者構造（単位：人）

年次	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
S60	41	424	923	965	1,631	1,573	5,557
H2	33	192	704	753	1,342	1,998	5,022
H7	39	92	388	719	937	2,027	4,202
H12	131	90	216	596	723	2,306	4,062

鶴岡市の米粗生産額	65.2 億円(H12)	(105.5 億円(H2)	38.2%減)
全国の米粗生産額	23,253 億円(H12)	(30,921 億円(H2)	24.8%減)
山形県の米粗生産額	1,056 億円(H12)	(1,530 億円(H2)	31.0%減)

鶴岡市の農業粗生産額	124.3 億円(H12)	(156.1 億円(H2)	20.4%減)
全国の農業粗生産額	92,574 億円(H12)	(112,783 億円(H2)	17.9%減)
山形県の農業粗生産額	2,372 億円(H12)	(3,065 億円(H2)	22.6%減)